

(平成30年12月 定期募集用)

東松山市市営住宅

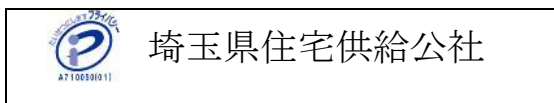
入居者募集のご案内

募集期間：平成30年12月3日(月)から平成30年12月18日(火)

目次	1. 入居者募集のあらまし	1	ページ
	2. 申込みの方法等	4	ページ
	3. 申込資格	5	ページ
	4. 入居者の決定方法	13	ページ
	5. 入居資格審査	15	ページ
	6. 入居説明会	17	ページ
	7. 家賃	17	ページ
	8. その他	17	ページ
	◇市営住宅募集一覧表◇	19	ページ

[注 意]

1. この募集の案内をよくお読みいただき、募集住宅の場所、周辺状況の確認をされた上お申込みください。
2. 申込書は郵送とし、郵送先は、埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターです。
3. 申込書提出後は、原則として記載事項の変更はできません。
4. 個人情報利用目的等についての同意書が必要となります。
5. 抽選会の会場は、東松山市役所分室2階東松山市市営住宅入居サービスセンターです。
6. 申込締め切りは12月18日(火)です。(12月18日消印分まで有効です)
※12月18日に投函されても、消印が19日以降の場合は受付できません。



埼玉県住宅供給公社

1 入居者募集のあらまし

申込みから入居まで

申込資格を確認する

市営住宅を申し込むためには一定の資格が必要です。
この案内書の5ページ～12ページに記載されている「申込資格」で確認してください。

住宅の内覧会 ※希望される方のみ

■平成30年12月11日(火)

- ・諏訪下住宅 午前10時
- ・向台住宅 午前11時
- ・若松町住宅 午後1時30分

※内覧部屋は入居するお部屋とは違う場合があります。

※事前申し込みが必要ですので、**12月10日(月)まで**に下記へ電話でご連絡ください。

埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンター

電話 0493-22-8181

※営業日：月、火、木曜日 9:00～17:00 (水・金曜日は、熊谷支所に転送されます)

申込書類を郵送する

申込みに必要な書類
(1)「市営住宅入居申込書」
(2)「市営住宅入居申込受取票」
(3)「市営住宅抽選結果通知書」
(4)「同意書」

「市営住宅入居申込書」への記入は、記入例をよく見て、必要事項を漏れなく記入してください。
(記入漏れがありますと受付られないことがあります。)

また、「市営住宅入居申込受取票」及び「市営住宅抽選結果通知書」には、**双方に62円切手を必ず貼り、住所・氏名と申込み住宅名を記入してください。** 郵送は、専用封筒を使用してください。それ以外の封筒を使う際は、「入居申込書在中」と朱書きしてください。

なお、同一世帯で2通以上の申込みは失格となりますので、ご注意ください。

受取票の送付

申込みを受付けた場合には、「市営住宅入居申込受取票」に、受付番号(抽選番号)を記入し送付します。(切手が貼ってない場合は、送付できませんが、抽選には支障ありません。)

抽 選

入居申込者が募集戸数を超えた場合、募集戸数の**1.5倍**の当選者を抽出する抽選です。抽選は、申込者本人が番号を引くものではありませんので、抽選会を欠席されても結果には影響ありません。(募集戸数が**4戸**以下の住宅の当選者数は、募集戸数に**3**を加えた数とします。)

市営住宅抽選結果通知書の送付

申込者全員に、「市営住宅抽選結果通知書」を送付します。
なお、落選された方については、「市営住宅抽選結果通知書」を5年間保存してください。

入居資格審査

抽選の結果、当選された方は入居資格の審査を受けていただきます。

入居資格の審査は、皆様から提出された書類によって行います。不足書類がありますと、審査ができませんので注意してください。

また、審査に必要な書類は、皆様のご事情によってそれぞれ異なります。この案内書の15、16ページを確認のうえ、ご用意ください。

なお、資格審査の日時、会場は15ページに記載のとおりです。



入居決定通知

資格審査の結果、入居予定者となられた方に対しては「市営住宅入居決定通知書」と入居手続きに必要な書類等を送付し、入居説明会の開催を通知します。

また、補欠となられた方に対しては、補欠順位を通知します。



入居説明会開催

入居決定者に対し、入居説明会を開催いたします。

入居説明会では、入居に係る諸手続等の確認もいたしますので、次の書類をご持参のうえ必ず出席して下さい。

市営住宅入居「**請書**」（連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書を添付）

敷金「**納入通知書兼領収書**」の写し

(注)無断で欠席されますと、入居辞退とみなします。



入居の承認

「市営住宅入居可能日決定通知書」を発行し、入居承認します。



入 居

入居可能日 **平成31年3月1日(金)**

- (注) (1) 入居前に敷金(決定家賃の3ヶ月相当分)を納入していただきます。
(2) 入居には、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人1名が必要です。
(3) 入居可能日から**10日以内**に入居していただきます。
(4) 家賃は**入居可能日**から発生します。**引越し日**からではありませんので、ご注意ください。

個人情報の取り扱い

埼玉県住宅供給公社がお客様の個人情報をお預かりする場合は、下記利用目的等の通知又は公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報は、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

提供いただきました個人情報は、当社が次の利用目的の範囲で利用させていただきます。

- ①市営住宅等の申込み、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ②各種情報及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③各種アンケートのお願い
- ④調査・統計資料の作成
- ⑤その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。
なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の預託

当社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知及び開示等のお求めの手続き

当社は、本人又は本人から委託された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。
なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

個人情報問合わせ・相談窓口

TEL 048-829-2863

FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp

個人情報保護管理責任者 事務局長

代表者 理事長 前田 一彦

※ 別添の「同意書」に記入、押印していただき、「市営住宅入居申込書」等とあわせて郵送してください。

2 申込みの方法等

(1) 申込み期間

平成30年12月3日(月)から12月18日(火)まで(当日消印有効)

※12月18日に投函されても、消印が19日以降の場合は受付できません。

(2) 申込み方法

次に示した書類のみを、下記あてに郵送してください。

- 必要書類
- ア.「市営住宅入居申込書」
 - イ.「市営住宅入居申込受取票」
 - ウ.「市営住宅抽選結果通知書」
 - エ.「同意書」

※「市営住宅入居申込受取票」と「市営住宅抽選結果通知書」については、**双方に必ず62円切手を貼ってください。**

(切手が貼ってない場合は、返送できませんが、抽選には支障ありません)

また、住所・氏名と申込み住宅名を記入し、住宅種別の一般・単身を○で囲んでください。

送付先 〒355-0017 埼玉県東松山市松葉町1-1-58
東松山市役所 分室2階
埼玉県住宅供給公社
東松山市市営住宅入居サービスセンター
TEL 0493-22-8181

・公社より発行の申込関係書類は、**申込書記載の住所以外**に発送することはできません。

(3) 申込み上の注意

(1) 申込み資格の確認

市営住宅を申し込むためには一定の資格が必要です。5ページ～12ページに記載されている申込資格を確認してから申し込んでください。

(2) 申込書記入上の注意

- ア. 申込書の日付は、申込書等を郵送される日を記入してください。
- イ. 申込書は住宅名義人が、氏名を記入、押印してください。
- ウ. 住所は番地まで正しく記入し、アパート、借間等の場合は、○○アパート○号室、○○様方まで記入してください。
- エ. 入居しようとする方の氏名欄には、入居しようとする世帯全員の氏名、フリガナを記入し、続柄、性別、生年月日、年齢をそれぞれ記入してください。
- オ. 身体、精神、知的障害に該当される方は、障害の等級欄の「有」に○印をつけ、障害の程度を記入してください。また、該当されない方は「無」に○印をつけてください。なお、「有」「無」とも○印の無い場合、障害の程度の記入が無い場合は「無」とみなします。
- カ. 世帯状況の申告欄は、市営住宅入居申込書の裏面を確認し、該当する項目があれば、番号に○印をつけてください。なお、事実と相違がある場合は失格となりますので、十分ご注意ください。

キ. 申込み住宅欄については、19ページに記載している「市営住宅募集一覧表」を確認の上、間違いないように記入をしてください。

(3) 入居資格の喪失

次のような場合は、入居決定後でも失格となります。

- ア. 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- イ. 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき。
- ウ. 資格審査において、指定された書類を指定された期日までに提出しなかったとき。
- エ. 申込者本人を含めた同居世帯全員のうち、一人でも「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員と判明したとき。
- オ. 入居可能日の決定を受け、決められた期日までに入居手続きを行わなかったとき。
- カ. 申込書に記載した入居予定者が、入居できなくなり入居資格に該当しなくなったとき。
- キ. 入居説明会を無断で欠席したとき。
- ク. 申込みをした後に住所を変更し、これを埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターに連絡しなかったために、通知等が到達しないとき。

3 申 込 資 格

(1) 共通要件

申込みできる方(外国人は、在留カードの交付を受けている方)は、次のア～オまでのすべての要件を備えていることが必要です。

- ア. 現に同居し、又は同居しようとする親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)があること。(次の※印にご注意ください)
 - ※夫婦のどちらか一方が子供と申し込む場合(DV被害者の方を除く)、現に親がありながら兄弟姉妹・祖父母と孫だけで申し込む場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離による申込みはできません。
 - ※内縁関係とは、住民票上で1年以上の同居が確認でき、かつ、双方に配偶者がいないことが条件になります。
 - ※婚約者としての申込みは、入居可能日の前日までに入籍し、また、両人とも同時に入居することが可能な場合において認められます。
 - ※母子(父子)家庭で申込みの場合は
 - ・婚姻関係が解消していること。(離婚が成立していること)
 - ・婚姻関係が解消されていないで申込みの場合は、配偶者と住民票で1年以上の別居が確認できるか、または、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること。(証明書添付)なお、入居の前日までに離婚が成立できない場合は、配偶者が同居しない旨の「念書」の提出が必要となります。
- イ. 申込み時に東松山市内に住所(住民票で確認できること)があり、市民税・県民税を滞納していないこと。
- ウ. 申込者本人を含めた同居世帯の全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- エ. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
 - ただし、
 - (ア) 自己名義の住宅を所有している方は申し込むことができません。(自己名義の住宅は、入居しようとする世帯全員の方が対象です)
 - (イ) 独立行政法人都市再生機構、住宅供給公社、その他国及び地方公共団体などの施策住宅等に入居している名義人の申込みは原則できません。

例外として次に該当する人は申込みできます。

- (1) 都市再生機構住宅等の入居者が次に該当する場合
 - ① 収入の変動によって収入が市営住宅申込みの収入基準に該当し、家賃の負担率はその世帯の税込収入の25%以上となっている場合
 - ② 次の(2)の①、③～⑤に該当する場合
- (2) 公営住宅の入居者が次に該当する場合
 - ① 現在の住宅に入居している同居者が、世帯分離等により入居申込みをする場合
 - ② 現に入居している住宅の除却が決定されている場合
 - ③ 身体上の機能障害により、下層階の住宅に入居申込みをする場合
 - ④ 一般世帯向け住宅に入居しているものが、特定用途住宅申込みの資格を備え、当該住宅に入居申込みをする場合
 - ⑤ 特定用途住宅に入居している者が、入居後特定用途住宅の入居資格を欠くに至ったことにより、一般世帯向け住宅に入居申込みをする場合
 - ⑥ 同居者の人数に増減があった場合

オ. 入居しようとする世帯全員の収入の総額（収入月額）が、次の（表1）にある収入基準以下であること。

（収入月額の算出方法は、7～11ページを参照してください）

（表1）

申 込 み 範 囲	収 入 基 準
一 般 世 帯	158,000円以下
※裁 量 世 帯	214,000円以下

※現に同居し、又は同居しようとする親族のうち、次に該当する方がいる世帯は裁量世帯として認められ、収入基準が「214,000円以下」に緩和されます。

- a. 1～4級に該当する身体障害者の方
 - b. 1、2級に該当する精神障害者の方
 - c. ㊤、A、Bに該当する知的障害者の方
 - d. 障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者の方
 - e. 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
 - f. 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方、又は18歳未満の方
 - g. 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方
 - h. 単身者対応住宅へ申込み60歳以上の方
 - i. 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方
 - j. 同居者に小学校就学前の子供がいる方
- 入居後3年経過し、小学校就学前の子供がなく、かつ収入月額158,000円を超える場合収入超過者として明渡し努力義務が発生するとともに、割増家賃が加算されます。

収入月額計算方法

収入月額については、下記の計算方法により算出し、6ページの収入基準に該当するかを確認してください。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{入居しようとする者全員の} \\ \text{合計の年間所得金額 (A)} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \text{控除合計金額} \\ \text{(B)} \end{array} \right\} \div 12 \text{ か月} = \boxed{\text{収入月額}}$$

— 原則 —

収入基準を算出するにあたり使用する収入は、昨年1年間の収入です。
また、昨年1月2日以降に就職、転職等又は新たに事業を開始された方は、現在の職における推定の年間収入を算出し、用いることとします。
なお、退職・事業の廃止などにより無収入となり、現在も就職、事業開始されていない場合は、収入が無いものとみなし、計算に加えないこととします。

(A) 年間所得金額の計算方法

給与所得者 → 8ページ①
事業所得者 → 8ページ②
年金・恩給所得者 → 9ページ③ により年間所得金額を計算してください。

(B) 控除金額の計算方法

控除金額の計算方法(10ページ)により、控除合計金額を算出してください。

※平成29年1月2日以降に就職、転職又は事業を開始した方は、次の(ア)又は(イ)により、推定年間総収入金額及び、推定年間所得金額を算出してください。

(ア) 給与所得者

$$\text{推定年間総収入金額} = \frac{\text{勤続間の総収入金額} - \text{支払済賞与額}}{\text{勤続月数}} \times 12 \text{ヶ月} + \text{賞与額}$$

→ 8ページ①により年間所得金額を計算する

(イ) 事業所得者

$$\text{推定年間所得金額} = \frac{\text{事業により得た総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 \text{ヶ月}$$

(注) (ア) 又は (イ) とも月の途中で就職、転職又は事業を開始した場合は、その月に得た収入額は除いて計算してください。

(参考)

○年間総収入金額とは…

給料、賃金、賞与、報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の額です。ただし、通勤手当のうち非課税部分の収入は除きます。なお、給与所得は年間総収入金額から所得控除を行ったものです。

○事業所得とは…

給与所得以外のすべての所得のことです。事業等により得た年間総収入金額から、税法上認められた必要経費を控除したものが事業所得となります。

○所得とならないもの…

生活保護扶助料、失業給付金、労災保険給付金、遺族・障害年金などは非課税所得で、所得とはなりません。

(A) 年間所得金額の計算方法

① 給与所得者

各自の年間総収入金額を下表にあてはめて、年間所得金額を算出してください。

ア 年間総収入金額の端数整理

1,618,999円以下は端数整理しない
1,619,000円以上～1,619,999円以下は 1,619,000円
1,620,000円以上～1,621,999円以下は 1,620,000円
1,622,000円以上～1,623,999円以下は 1,622,000円
1,624,000円以上～6,599,999円以下は、次のように整理する。 金額を4,000で除して小数点以下を切り捨て、これに4,000を乗じる。 (例) 2,131,987円÷4,000=532.9967円→532円 532円×4,000=2,128,000円
6,600,000円以上は端数整理しない



イ 年間所得金額の計算方法

端数整理後の年間収入金額	年間所得金額の計算方法 (円)
651,000円未満	年間所得金額は0
651,000円以上 1,628,000円未満	端数整理後の 年間総収入金額 - 650,000
1,628,000円以上 1,800,000円未満	端数整理後の 年間総収入金額 × 0.6
1,800,000円以上 3,600,000円未満	端数整理後の 年間総収入金額 × 0.7 - 180,000
3,600,000円以上 6,600,000円未満	端数整理後の 年間総収入金額 × 0.8 - 540,000
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000

② 事業所得者

$$\boxed{\text{年間所得金額}} = \boxed{\text{年間総収入金額}} - \boxed{\text{税法上認められた必要経費}}$$

③ 年金・恩給所得者

年金・恩給を受けている方は、次の計算方法により年間所得金額を算出してください。
 (1円未満の端数は切り上げます。)

受給者の年齢	年金・恩給額	年間所得金額の計算方法 (円)
65歳以上の方	1,200,000円まで	年間所得金額は0
	1,200,001円から 3,299,999円まで	(年金・恩給額) - 1,200,000
	3,300,000円から 4,099,999円まで	(年金・恩給額) × 0.75 - 375,000
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金・恩給額) × 0.85 - 785,000
65歳未満の方	700,000円まで	年間所得金額は0
	700,001円から 1,299,999円まで	(年金・恩給額) - 700,000
	1,300,000円から 4,099,999円まで	(年金・恩給額) × 0.75 - 375,000
	4,100,000円から 7,699,999円まで	(年金・恩給額) × 0.85 - 785,000

※ 受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

(1月1日生まれの方は、年齢を1歳加算してください)

(B) 控除金額の計算方法

下表の該当する項目ごとに控除金額を算出し、合計してください。

控除種別		控除の対象者	控除金額
一般控除	同居・扶養	申込者本人を除く同居（又は同居しようとする）親族及び同居しない所得税法に基づく遠隔地扶養親族 （備考：収入の有無にかかわらず控除されます）	380,000円× 人＝ 円
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円× 人＝ 円
特別控除	老人扶養親族	扶養親族のうち、年齢70歳以上の方	100,000円× 人＝ 円
	老人同一生計配偶者	同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	
	障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された方 (2) 2、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (3) 3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 (5) 年齢65歳以上で障害の程度が(1)(3)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000円× 人＝ 円 ※同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
	特別障害者	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち (1) 心神喪失の状況にある方 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (3) 児童相談所などから重度の知的障害と判定された方 (4) 身体障害者手帳の交付を受けている方で1・2級の方 (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 (6) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (7) 年齢65歳以上で障害の程度が(1)(3)(4)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (8) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000円× 人＝ 円 ※同一人物で障害者控除と特別障害者控除が重複する場合は控除額の大きいものが対象
	寡婦	所得者本人で次の要件のいずれかに当てはまる方 (1) 夫と死別してから婚姻していない方で扶養親族のいる方 (2) 離婚してから婚姻していない方で扶養親族のいる方 (3) 夫の生死が不明な方で扶養親族のいる方 (4) 夫と死別してから婚姻していない方で所得が500万円以下の方 (5) 夫の生死が不明な方で所得が500万円以下の方 (6) 非婚の母（法律婚によらないで母となった方で現に法律婚をしていない方）で扶養親族のいる方	270,000円× 人＝ 円 （所得額が27万円未満の場合は当該所得額）
寡夫	所得者本人で次の要件 すべて に当てはまる方 (1) 合計所得金額が500万円以下であること (2) 妻と死別し、若しくは離婚してから結婚をしていないこと又は妻の生死が明らかでない方、或いは非婚の父（法律婚によらないで父となった方で現に法律婚をしていない方）である方 (3) 生計を一にする親族である子供がいること	270,000円× 人＝ 円 （所得額が27万円未満の場合は当該所得額）	

収入月額算出の計算例（参考にしてください）

市営住宅入居申込書記入例にある家族構成で、夫の年間給与総収入額が4,759,500円、妻の年間給与総収入額が1,234,555円（3級の身体障害者手帳の交付を受けている）、子供2人には収入がない場合

※中途就職の場合は、推定年間総収入金額を算出してから、計算を進めてください。

1. 家族全員の年間所得金額を算出する

夫の所得計算

(1) 端数整理をする

$$4,759,500 \text{ 円} \div 4,000 = 1,189.875 \rightarrow 1,189 \quad 1,189 \times 4,000 = 4,756,000 \text{ 円}$$

(2) 所得金額を算出する

$$4,756,000 \text{ 円} \times 0.8 - 540,000 = 3,264,800 \text{ 円（年間所得金額）}$$

妻の所得計算

端数整理はしないで、所得金額を算出する（1,618,999円以下のため）

$$1,234,555 \text{ 円} - 650,000 = 584,555 \text{ 円（年間所得金額）}$$

2. 年間所得金額を合計する

$$3,264,800 \text{ 円} + 584,555 \text{ 円} = 3,849,355 \text{ 円（年間所得合計金額）} \dots \dots (a)$$

3. 控除金額を計算する

同居・扶養控除 $380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円}$

障害者控除 $270,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 270,000 \text{ 円}$

特定扶養親族控除 $250,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 250,000 \text{ 円}$

$$1,140,000 \text{ 円} + 270,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円} = 1,660,000 \text{ 円（控除合計金額）} \dots (b)$$

4. 収入月額を算出する

(a) (b)

$$(3,849,355 \text{ 円} - 1,660,000 \text{ 円}) \div 12 = \underline{\underline{182,446 \text{ 円（収入月額）}}}$$

5. 入居資格を確認する

この計算例の場合、申込者世帯が6ページに記載してある「裁量世帯」に該当し、世帯の収入月額が基準の収入月額（214,000円以下 ※「一般世帯」は、158,000円以下）の範囲内ですので、申込資格に該当することとなります。

なお、計算の結果、収入月額が基準範囲外となってしまった場合は、抽選の結果当選しても、その後の入居資格審査で失格となる可能性があります。

(2) 単身入居の要件

単身入居については5ページ、6ページの3申込資格(1)共通要件(ア. は除く)のほか、次に定める要件が必要となります。

以下のいずれかの要件を備えた1人の世帯であること。
ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められた方は除きます。

- (ア) 60歳以上の方。
- (イ) 1～4級に該当する身体障害者である。
- (ウ) 1～3級に該当する精神障害者である。
- (エ) **Ⓐ** A、B、Cに該当する知的障害者である。
- (オ) 障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者である。
- (カ) 原子爆弾被爆者の認定を受けている。
- (キ) 海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けている(日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を受けている)
- (ク) 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた。
- (ケ) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する。
 - ・ 婦人保護施設での保護が終了した日から5年を経過していない。
 - ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない。
- (コ) 生活保護受給者である。
- (ク) 特定中国在留邦人等のうち支援給付受給者である。

※ (ウ)(エ)に該当し、申し込まれる方は、事前に埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターにお問い合わせください。

※ 日常的に車イスを使用される方は、向台住宅に申込まれるか、事前に埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターにお問い合わせください。

4 入居者の決定方法

(1) 市営住宅入居申込受取票の送付

申込みをされた方全員に、抽選番号を記入した「市営住宅入居申込受取票」を郵送します。

(注) 申込書を郵送して1週間以上たっても「受取票」が郵送されない場合には、埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターまでお問い合わせください。

(2) 抽 選

申込者の数が募集戸数を超える場合は、抽選により募集戸数の1.5倍（募集戸数が4戸以下の住宅については、募集戸数に3を加えた数）に相当する**一次当選者を抽出**いたします。なお、申込者が募集戸数を下回った場合は、原則として**申込者全員を一次当選者**とします。

(注) 一次当選者となられた方の中から、資格審査により入居予定者と補欠者を決定することとなります。したがって、一次当選者全員が入居予定者ではありませんので注意してください。

抽 選 会 日 時	平成30年12月27日（木） 午前10時から
抽 選 会 場	東松山市役所分室2階 東松山市市営住宅入居サービスセンター (場所については裏表紙の案内図をご覧ください)

(3) 市営住宅抽選結果通知の送付

申込みをされた方全員に、「市営住宅抽選結果通知書」を郵送します。
発送予定日は、抽選が終了してから5日以内（休日は除く）です。

(注) 抽選日以降1週間以上たっても「市営住宅抽選結果通知書」が郵送されない場合には埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターまでお問い合わせください。

(4) 抽選における優遇制度について

次項に該当する世帯については、抽選における**当選確率を優遇**します。
その優遇方法は、本来1世帯に1つの**抽選番号を付与**しますが、14ページの優遇される世帯に該当するとともに、市営住宅入居申込書において世帯状況の申告欄の番号に○印をつけて申込まれた方は、**抽選番号を2つ付与**し当選確率を高めることとします。

(注) 優遇される世帯については、ご記入いただいた「市営住宅入居申込書」の内容(世帯状況の申告欄の番号に○印がついているか、ついていないか)により、該当・非該当の判断をします。記入された内容に誤りがあり、優遇措置を受けられない世帯が、優遇された場合は失格となりますので、「市営住宅入居申込書」の記入に際しては、間違いの無いよう十分にご注意ください。

◎優遇抽選資格一覧表

資 格	要 件
障害者世帯	<p>申込者又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）</p> <p>ア. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>イ. 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方</p> <p>ウ. 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方</p> <p>エ. ㉠、A又はBのみどりの手帳の交付を受けている方</p>
高齢者世帯	<p>申込者本人が60歳以上（入居可能日の前日時点）であり、同居者（配偶者を除く）のすべての方が、60歳以上（入居可能日の前日時点）の親族である世帯</p>
母（父）子世帯	<p>申込み時点で、申込者本人が配偶者のいない女（男）子であり、現に20歳未満（入居可能日の前日時点）の児童を扶養している世帯（別居、離婚調停中の方は該当しません）</p> <p>なお、「配偶者のいない女子」とは、「母子及び寡婦福祉法」第6条第1項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。</p>
多子世帯	<p>3人以上の18歳未満（入居可能日の前日時点）の方（胎児は除く。）と同居して扶養している方の世帯</p>
生活保護受給世帯	<p>生活保護法に規定する被保護者世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）</p>
海外引揚者世帯	<p>新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内で引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み、又は同居する場合）（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）</p>
原子爆弾被爆者世帯	<p>被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く。）</p>
DV被害者世帯 （加害者であった配偶者との同居は認められません）	<p>申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者との同居は認められません）</p> <p>ア. 婦人相談センターで保護が終了した日から5年を経過していない</p> <p>イ. 母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない</p> <p>ウ. 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない</p>
ハンセン病療養所入所者	<p>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方</p>

5 入居資格審査

(1) 資格審査の開催

抽選により一次当選された方は、下記のとおり資格審査を行いますので、次の(2)の書類を持参のうえ、審査を受けてください。資格審査は、午前10時00分から午後3時00分まで受付けていますので、都合のよい時間に下記会場へお越しください。

資格審査の日時 (予定)	平成31年1月24日 (木) 午前10時から午後3時まで
資格審査会場	東松山市役所分室2階 会議室1 (場所については裏表紙の案内図をご覧ください)

(2) 資格審査に必要な書類 (各種証明書は市町村長が3ヶ月以内に発行したもの)

◎ 全員の方に必ず提出していただく書類

書類の種類	書類の内容	
世帯全員の住民票	世帯全員で証明され、 <u>続柄の記載</u> のある「住民票」	
申込み世帯全員の所得の証明書 〔給与所得者 年金受給者 事業所得者〕	平成30年度(平成29年分)「住民税決定証明書」 *所得に関する書類は、中学生以下の方を除いて全員必要です。 *年金所得者も「住民税決定証明書」が必要です。	
申込み世帯全員の市県民税を滞納していないことの証明書	市県民税納税義務者	平成29年度「納税証明書」 *市県民税に滞納がある場合は失格となります。
	市県民税非課税者	平成29年度(平成28年分)「非課税証明書」
現在住んでいる住宅の証明書	民間借家等に住んでいる方	「建物賃貸借契約書」の全ページの写し *審査時点で締結中の契約期間内のものがが必要です。
	親族等の家に住んでいる方	所有権記載のある、家屋の「固定資産評価証明書」 *共有名義の場合、共有者すべての方が確認できるもの。 *市役所課税課で発行されます。
住宅実態表	現在の住居等の状況申立書	該当する項目すべてについて記入したもの (記入用紙は20ページ)

※資格審査時には印鑑を持参してください。

次ページに続く

◎該当する方のみ提出していただく書類（各種証明書は市町村長が3ヶ月以内に発行したもの）

区 分	書 類 の 名 称
母子(父子)世帯 (配偶者のいない方)	戸籍謄本（全部事項証明書）（親子別戸籍の場合は双方が必要）
寡婦(寡夫)控除に該当する方	戸籍謄本（全部事項証明書）（配偶者の死亡等が確認できるもの・親子別戸籍の場合は双方が必要）
事実上婚姻が解消した世帯	戸籍謄本（親子別戸籍の場合は双方が必要） 1年以上別居していることが確認できる双方の住民票、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書又は児童扶養手当証明書
内縁（事実上婚姻）関係に該当する方	それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書（用紙は25ページ） 1年以上同居していることが確認できる、世帯全員の続柄記載の住民票
単身で申込みされる方	戸籍謄本（全部事項証明書） 単身入居の入居者資格のための申立書
障害者の認定を受けている方	障害者の認定を受けていることが分かる書類 ・身体障害者手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し又は精神障害の障害年金給付の証明書 ・みどりの手帳(療育手帳)の写し ・戦傷病者手帳の写し等 難病患者等の場合は市町村が交付する障害福祉サービス受給証又は地域相談支援受給者証等の写し
原子爆弾被爆者の方	被爆者健康手帳の写し
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
特定中国残留邦人で支援給付を受給されている方	支援給付受給
平成29年1月2日以降に現在の職場に就職した方	給与支払証明書（用紙は21、22ページ）
平成29年1月2日以降に自営業を開業した方	税務署長に提出した開業届の控えの写し（税務署の受付が確認できるもの） 事業所得等収支明細書（用紙は23ページ）
平成29年1月2日以降に退職し現在無職の方がいる世帯	雇用保険受給資格者証の写し又は退職証明書（用紙は24ページ） （退職証明書は、直近の勤務先の代表者等が証明したもの。）
平成28年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方	年金証書及び年金支払通知書の写し
日本国籍のない方	住民票(世帯全員で、続柄の記載のあるもの) 在留カードまたは特別永住者証明書(カード)表裏の写し ※みなし期間により在留カード等の交付を受けていない方は 外国人登録証明書(カード)表裏の写し ※世帯の中で、カードの交付を受けている方は全員分が必要です
現在婚約中の方	婚約の証明書（用紙は26ページ） ※入居可能日の前日までに入籍したことが確認できる書類(婚姻受理証明書、戸籍謄本、住民票のいずれか)を提出することが条件となります。
本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者	引揚証明書
ハンセン病療養所等に入所していた方	入所証明書 (国立ハンセン病療養所等の長又は、厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの)
DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 婦人相談センター所長の証明（入所の証明） ・ 母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・ 裁判所が決定した保護決定書の写し

注意) * 申込世帯の状況によっては、上記以外の書類の提出を求められることがあります。
* 審査書類の返却はできません。

(3) 入居予定者及び補欠者の決定通知

審査の結果、入居予定者となられた方には、「入居決定通知書」を送付します。また、補欠者の方には「補欠順位の通知」を行います。

なお、入居資格のなかった方に対しても、その旨を通知します。

(注) 入居には入居予定者から「請書」の提出等、入居のための手続が必要になりますので、この時点でアパートや民営借家等の解約等の申し出をしないでください。

(注) 補欠者と決定された方は、入居予定者のうち入居辞退者あるいは失格者が出た場合に、補欠順位に従い繰り上げ入居（1ヶ月後）していただくことになります。

◎ 補欠となられた方で、繰り上げ入居とならなかった方については「補欠順位の通知書」を5年間保存してください。

6 入居説明会

入居予定者と決定された方に対して、入居説明会を開催いたします。入居説明会では、市営住宅に入居された後に行っていただく申請手続などについて説明いたしますので、必ず出席してください。なお、この説明会を無断欠席されると失格になりますので、出席できないときは、埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンターまで事前に連絡してください。

入居説明会の日時（予定）	平成31年2月21日（木） 午前10時から
説明会会場	東松山市役所分室2階 会議室1 (場所については裏表紙の案内図をご覧ください)

7 家 賃

家賃は、入居世帯員の収入に応じて決定されます。

その方法は、入居世帯員の収入に応じた家賃算定基礎額に住宅の規模や立地条件、築年数などの条件が加味されます。

8 そ の 他

(1) 共益費等の負担

市営住宅の家賃のほかに、月々の共益費（各住宅により負担金額が異なり、各々の住宅で管理しています）及び各自が使用する水道光熱費があります。

(2) 住宅について

ア. 諏訪下・向台住宅は、浴槽・電気温水器が備付けとなっています。調理用電気コンロ及びIH等については入居者が設置することとなります。

イ. 市営住宅には、駐車場がありません。市営住宅敷地内には、入居者を含め、どなたも自動

車を駐車させることはできません。

駐車場は、入居者自ら確保してもらうこととなります。

ウ. 他の入居者の迷惑になりますので、住宅内では、犬、猫などの動物の飼育はできません。

エ. 高速インターネット通信の導入には制限があります。

(3) 敷金及び連帯保証人

ア. 敷金は、家賃の3ヶ月分を入居決定のあった日から10日以内に納入していただきます。

イ. 入居に際しては、1名の連帯保証人（入居者と同程度以上の収入がある方）が必要です。

入居決定のあった日から10日以内に連帯保証人の印鑑証明書及び所得証明書（又は源泉徴収票）を提出していただきます。

なお、連帯保証人は、なるべく東松山市近隣在住の親族の方をお願いします。

ウ. 入居できるのは「入居可能日」からとなります。入居（引越し）は入居可能日から10日以内に完了してください。

(4) 入居後の注意事項

ア. 家賃は原則として、口座振替により納入していただきます。

イ. 当月分家賃の納入期限は、当月末日（末日が休日の場合は、翌金融機関営業日）です。なお、家賃を滞納すると明渡しの請求がされます。

ウ. 入居後、「収入申告書」を毎年提出していただき、その結果に基づき皆様の家賃が決まります。収入基準を超えるときは、収入に応じて決まる家賃に、超過の割合に応じて加算された家賃となります。

また、入居してから5年以上経過し、収入調査で「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明渡しが請求されます。

エ. 家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日より発生します。

オ. 入居後において、入居者（同居者を含む）が暴力団員と判明した場合は、明渡しの請求がされます。

(5) DV被害者の入居について

入居後においては、加害者であった配偶者との同居承認申請は認められません。

(6) 修繕費用の負担

畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取り替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用、並びに附帯施設の構造上重要な部分で入居者の責めに帰すべき事由により修繕の必要が生じたときは入居者の負担です。（退去の際も同様です。）

(7) 入居者の費用負担義務

ア. 電気・ガス・水道及び下水道の基本料・使用料

イ. 汚物及びじんかいの処理に要する費用

ウ. 共同施設又はエレベーター（向台住宅）、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

エ. 上記以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(8) 入居者の保管義務

入居者の責めに帰すべき事由により、当該市営住宅又は共同施設が滅失し、又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければなりません。

(9) 住宅の退去

入居者が持ち込んだ家具等は全て撤去し、畳の表替え、襖の張替、故意・過失により破損・損傷した部分の修繕を入居者の負担により行い、東松山市市営住宅入居サービスセンターへ連絡のうえ、退去検査を受けてください。

◇市営住宅募集一覧表◇

【一般：1人以上の世帯】

住宅名	規 格	戸数 ※注1	家 賃 (予 定) (円)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	交通機関	倍率
向 台 1号棟 ※注4.5	2DK	1戸	25,000～ 49,000	H.09	9階	東松山市 大字松山 1684-11	有	有	東松山駅から バス15分 下車徒歩1分	1.0

【一般：2人以上の世帯】 ◎単身の方は申込みできません

住宅名	規 格	戸数 ※注1	家 賃 (予 定) (円)	竣工 年度	建物 階数	所在地	浴槽 ※注2	E V ※注3	交通機関	倍率
若松町	3DK	2戸	20,300～ 39,800	S.59	5階	東松山市 若松町 1-8-1	無	無	東松山駅から バス8分 下車徒歩5分	0.5
諏訪下 ※注4	3DK	5戸	23,700～ 48,300	H.04	5階	東松山市 大字松山 2819-3	有	無	東松山駅から バス12分 下車徒歩8分	1.0
向 台 1号棟 ※注4.5	3LDK	8戸	28,700～ 65,100	H.09	9階	東松山市 大字松山 1684-11	有	有	東松山駅から バス15分 下車徒歩1分	0.4

・倍率は30年9月募集の倍率です

※注1 募集戸数は「入居者募集のご案内」の作成時点(平成30年10月)での戸数であり、作成後に空き住宅が出た場合、最終的に戸数が増えることがあります。

※注2 浴槽が「無」の住宅は、浴室はありますが風呂釜等の設置がありません。入居者の方が浴槽・風呂釜等を設置していただくことは可能です。ただし、浴槽・風呂釜が既設(前入居者の残置した中古品)の場合は、継続使用することもできますが、現品使用となり、修繕が必要な場合、費用等については自己負担となります。

※注3 E Vはエレベーターの略です。

※注4 諏訪下、向台住宅は、オール電化住宅であり、電気コンロまたはIHヒーター等の自己負担による設置が必要になります。ただし、電気コンロが既設(前入居者の残置した中古品)の場合は、継続使用することもできますが、現品使用となり、修繕が必要な場合、費用等については自己負担となります。

※注5 日常車イス使用の方の募集申込、入居が可能です。

※注6 申込みにあたっては、現地及び周辺環境を事前にご確認のうえ、申込み住宅を選定してください。

(申込み時には必要ありません)

市営住宅入居予定者の住宅実態表

				該当の番号をこの欄に記入してください。(複数回答可)
住 宅	種 別	①住宅以外の建物 ②親その他の親族と同居(同居者) ③下宿又は間借 ④住込み ⑤民営アパート ⑥民営借家 ⑦社宅・寮 ⑧その他()		
	構 造	①木造 ②鉄骨・鉄筋コンクリート ③コンクリートブロック造 ④その他()		
	延べ床 面 積	m ² ①10 m ² 未満 ②20 m ² 未満 ③30 m ² 未満 ④40 m ² 未満 ⑤50 m ² 未満		
	築年数	築 年		
環 境		①有害な排水・煤煙・悪臭がある ②騒音・振動がある ③浸水地帯 ④交通災害多発地帯 ⑤家屋が密集している ⑥その他()		
状 況	間取り	①和室(4.5畳 部屋)(6畳 部屋)(8畳 部屋) ②洋間(4.5畳 部屋)(6畳 部屋)(8畳 部屋) ③台所(畳)		
	雑排水	①すいこみ式 ②公共下水 ③その他		
	汚 水	①汲 取 式 ②水 洗 式		
	日 照	①0時間 ②1時間未満 ③2時間未満 ④3時間未満 ⑤4時間未満 ⑥5時間未満 ⑦5時間以上		
賃 貸 条 件	家 賃	月額 円	居住期間 年 ヲ月	
	契約期間	①1年以下 ②2年以下 ③3年以下 ④その他()	平成 年 月 日まで	

市営住宅への申込み状況(通算)	①5回以上 ②4回 ③3回 ④2回 ⑤1回	
-----------------	-----------------------	--

住 所 _____

氏 名 _____

※申込み時には必要ありません。

※平成29年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

氏名		採 用 年月日	平成 年 月 日	職 種		扶養家族	人
----	--	------------	----------	-----	--	------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計
平成 年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

平成 年 月 日

所在地

給与支払者

電 話

名称及び代表者氏名

印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。
（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
- ウ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※申込み時には必要ありません。

※平成29年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給与支払証明書

(パート・アルバイト用)

氏名		採用 年月日	平成 年 月 日	職種		扶養家族	人
----	--	-----------	----------	----	--	------	---

年 月	時給 (日給)	勤務時間/日	勤務日数/月	その他の手当	月 計
平成 年 月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
合計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

平成 年 月 日

所在地

給与支払者

電 話

名称及び代表者氏名

印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

●記載上の注意……給与支払者様へ

ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）

イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。

ウ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。

エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。

オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

※申込み時には必要ありません。

※平成29年1月2日以降に自営業を開業した方に提出していただくものです。

事業所得等収支明細書

平成 年 月 日

1 氏 名 _____ 印 _____

住 所 _____ 電話番号 _____

3 事業開始年月日 _____ 平成 年 月 日

2 業 種 名 _____

4 事業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

事業所名称 _____

事業所所在地 _____ 電話番号 _____

5 月別収支内訳

区分	月別	平成 年											合 計	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
収入の部														
	計													
支出の部														
	計													
差 引														

※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。

※ さかのぼって1年間（1年に満たない場合は、その該当月だけ）記入してください。

※申込み時には必要ありません。

※平成29年1月2日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

退職証明書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、平成 年 月 日付で退職した
ことを証明します。

平成 年 月 日

証 明 者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

(あて先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

※申込み時には必要ありません。

※内縁関係に該当される方に提出していただくものです。

内縁関係申立書

私達は、平成 年 月 日頃から内縁関係にあることを申し立てます。

平成 年 月 日

申 立 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(あて先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

※申込み時には必要ありません。

※現在婚約中の方に提出していただくものです。

婚約の証明書

申込者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

婚約者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

上記兩名は、平成 年 月 日婚約成立し
平成 年 月 日届出予定であることを証します。

平成 年 月 日

(あて先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

証明者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

- (注) ・入居可能日の前日までに婚姻の届出をしたことが確認できることが条件となります。
・証明者欄には第三者の方の署名が必要です。

この申立書は単身入居申込みをする方に提出していただくものです。(申込み時には必要ありません)

単身入居の入居資格のための申立書

氏名	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生(歳)	男・女
現住所		

《該当するものに○印を付け、又は記入欄に記入してください。》

1. あなたは単身で日常生活を営むうえで何らかの介護（介助・援助）を必要としますか。

①必要とする ②必要としない

※ 下記の質問「4」に掲げる項目に照らしてお答え下さい。

◎上記1で「必要としない」とお答えになった方は、最後の5の親族に関する事項のみお答えください。

2. 現在のあなたのおすまい等状況についておたずねします。

(1) あなたの現在のおすまい等は

①住宅 ②施設・病院等 ③その他（具体的に)

(2) 住宅におすまいの方におたずねします。

・あなたの住んでいる居室の階層は

①1階 ②2階（エレベーターの有無： 有・無)

③3階以上（エレベーターの有無： 有・無)

・同居している方は

①いる ②いない

(3) 施設・病院等に入っておられる方におたずねします。

・施設、病院等の名称は ()

・施設、病院等の種類は ①特別養護老人ホーム ②障害者療護施設 ③病院・診療所

④その他 ()

・現在の施設、病院等から市営住宅への移転を希望する理由をご記入ください。

3. 現在のあなたの心身の状況等についておたずねします。

(1) 介護保険法による市の認定を ①受けている ②受けていない

市の認定を受けている場合はその内容（要支援、[要介護1、2、3、4、5]）

(2) 日常生活においてなにか福祉器具を使用していますか。

①使用している 福祉器具の種類 () ②使用していない

4. あなたの現在の日常生活における介護（介助・援助）の状況等についておたずねします。

次ページ表中の該当する欄に○印を記入してください。

また、介護（介助・援助）が必要な場合は、現在受けている介護（介助・援助）の内容、入居申込をした市営住宅において受ける予定の介護（介助・援助）の内容等について、具体的に記入してください

項目	① 現在の日常生活において介護（介助・援助）を必要としていますか			② ①において介護が必要と答えた場合、現在の介護（介助・援助）をどこから受けていますか			③ ①において介護（介助・援助）が必要と答えた場合、市営住宅に入居したときにどこから介護（介助・援助）を受ける予定ですか		
	不 必 要	一 部 必 要	全 部 必 要	介護保険 による 居宅介護 サービス	介護保険以外による 介護・援助		介護保険に よる 居宅サービ ス	介護保険以外による 介護・援助	
					公的機関 （市町村、 保健所、支 援センター など）	民間（ボラ ンティア団 体、NPO、 親族など）		公的機関 （市町村、 保健所、支 援センター など）	民間（ボラ ンティア団 体、NPO、 親族など）
基本的な動作	居宅における移動								
	食 事								
	お風呂								
	トイレ								
	着替え								
	炊事、洗濯、掃除など、ふだんの家事								
その他	相 談								
	見守り								

○ 現在受けている介護（介助・援助）について内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

○ 現在受けている医療（訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など）があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入ください。

○ 入居申込をした市営住宅において受ける事を予定している介護（介助・援助）について、内容、頻度、実施団体名等具体的にご記入ください。

5. 生活の相談ができる親族（2名）の氏名、住所、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。

氏名	住所	年齢	電話番号	続柄

以上の申立のとおり相違ありません。

また、埼玉県住宅供給公社が単身入居資格の認定を行うに際し、福祉主管部局等に意見を求める必要がある場合において、埼玉県住宅供給公社が本申立書及び面接等の調査で知った事項について、福祉主管部局等に情報提供することに同意します。

平成 年 月 日

埼玉県住宅供給公社 理事長 様

氏名

印

問い合わせ先

埼玉県住宅供給公社 東松山市市営住宅入居サービスセンター

受付時間 午前 9 : 00 ~ 午後 5 : 00

〒355-0017

埼玉県東松山市松葉町1-1-58

東松山市役所 分室2階

TEL : 0493-22-8181

FAX : 0493-22-8880

※ 電話番号のかけ違いにご注意ください。

案内図

抽選会
東松山市市営住宅入居
サービスセンター
市役所 分室2階

資格審査・入居説明会
市役所 分室2階
会議室1

⒫

本庁舎

東松山市総合会館

立体P



◆世帯状況の申告について

「市営住宅入居申込書」の世帯状況の申告欄については、下表を確認し、該当される場合は申告欄の番号に○印をつけてください。

なお、この申告により、当選確率を優遇することとなりますので、よく確認し、間違いの無いように十分注意してください。(申告に誤りがあった場合は、失格となります)

◎優遇抽選資格一覧表

資 格	要 件
障害者世帯	<p>申込者又は同居しようとする親族が、次のいずれかに該当する世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）</p> <p>ア. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方</p> <p>イ. 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方</p> <p>ウ. 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方</p> <p>エ. ㊸、A又はBのみどりの手帳の交付を受けている方</p>
高齢者世帯	<p>申込者本人が60歳以上（入居可能日の前日時点）であり、同居者（配偶者を除く）のすべての方が、60歳以上（入居可能日の前日時点）の親族である世帯</p>
母（父）子世帯	<p>申込み時点で、申込者本人が配偶者のいない女（男）子であり、現に20歳未満（入居可能日の前日時点）の児童を扶養している世帯（別居、離婚調停中の方は該当しません）</p> <p>なお、「配偶者のいない女子」とは、「母子及び寡婦福祉法」第6条第1項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。</p>
多子世帯	<p>3人以上の18歳未満（入居可能日の前日時点）の方（胎児は除く）と同居して扶養している方の世帯</p>
生活保護受給世帯	<p>生活保護法に規定する被保護者世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）</p>
海外引揚者世帯	<p>新たに海外から引き揚げた方で、知事の指定を受けた方（日本上陸後5年以内で引揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申し込み、又は同居する場合）（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）</p>
原子爆弾被爆者世帯	<p>被爆者健康手帳の交付を受けている方を含む世帯（単身住宅入居資格要件を満たすための該当は除く）</p>
DV被害者世帯 （加害者であった配偶者との同居は認められません）	<p>申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯（加害者であった配偶者との同居は認められません）</p> <p>ア. 婦人相談センターで保護が終了した日から5年を経過していない</p> <p>イ. 母子生活支援施設で入居が終了した日から5年を経過していない</p> <p>ウ. 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない</p>
ハンセン病療養所入所者	<p>「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方</p>

#æ3, i b i A %o

b @ - !8o † H0t _ ^ ~ /!8 b0°° [[2e Ð [0°° I € Z 8 • à d T E †0°° K Z C T I 8

0°° v € 1 0°° 1 s \ € ^ 84Š (@ 6 • œ c w Ü [A ^ 8 G \ x » A \ ^ ~ r M b [| C

& 1 K Z C T I 8

d Ç Ü ž ¼ c • ± • ¼ [0°° K Z C T I 8

q #æ3, ¥ c 7 • _ #æ3, t ¥ †0°° K Z C T I 8

r #æ3, * ... b ¶ i †0°° M • \ \ v _ ^ 2 3 K Z C T I 8

s 7 Á 0 ð \$ • c ^ 2 N w ¥ • \$? } 0°° K Z C T I 8

t + d c \$... > & " Ä î ° r [6 • œ _ c " Ä î ° j r [> ' † \$ I N 0°° K Z C T I 8

u #æ3, * ... b % @ ! * " Ë b œ c Å » › c ' 5 b r r [S 8 r O †

v ° f K | : \ M • 0 v ~ > & g (Û * ... † µ t > ' † v € ^ C 0°° K Z C T I 8

i b Ç Ü ž ¼ b i ~ ? S c b \ > ~ [M

> & [> '

Ç Ü ž ¼	Ð ¶ Ö Ð	a x á - 3
¶ i	Ç £	(ç M

\ i b 6 ë † 6 E Z i C

w ° < K c #æ3, ¥ # ' ~ b 6 ° < K [0°° K Z C T I 8

x 7 € b ' ¼ (í c] ^ S v m ' ° Ü b w ! " _ X 8 Z] U } ? _ Ñ 3 † X E Z C T I 8

° f K | : \ M • 0 v ~ _ m ' † > â U b % @ 8 } W K w • œ _ c Q b m ' b ' 8 @ b _ ' ¼ (í †

0°° K Z C T I 8

y #æ3, s + i b ' 9 c " 3 a • b œ c " 3 > 0 Ç è V b a • b œ c M + á † 4 E † [C T I 8

Ñ 3 † X E N m ' b ' 8 @ b _ ' ¼ (í T E 0°° I € Z 8 • œ c m ' † > â U K Z 8 ^ 8 v b \

I O Z 8 S T A r M b [H Ž % ± > A C T I 8

同意書

埼玉県住宅供給公社がおお客様の個人情報をお預かりする場合は、利用目的等の通知または公表を行ったうえで、利用目的の達成に必要な範囲で収集いたします。

また、保有するお客様の住所・氏名等の個人情報につきましても、公社個人情報保護方針に則り、適切に取り扱います。

については、下記事項をご確認いただき、同意の証として住所・氏名欄に記入・押印くださる様、お願いいたします。

記

1. 個人情報の利用目的

- ① 賃貸住宅等の申込、入居、収納、修繕、退去等の業務
- ② 各種情報、及び連絡事項のご連絡のご案内
- ③ 各種アンケートのお願い
- ④ 調査・統計資料の作成
- ⑤ その他住宅等の管理上必要な場合

2. 個人情報提供の任意性

申込書や各種申請書等について、個人情報を含む所定の記入箇所の不備や添付書類を提出されない場合、失格や無効など、不利益が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

なお、各種アンケートについては、個人情報の提供は任意です。

3. 個人情報の第三者提供

当公社は、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の預託

当公社は、業務の執行上、個人情報保護の措置が講じられている業者（管理業者、修繕業者など）へ個人情報を預託する場合がありますので、ご承知おきください。

5. 個人情報の利用目的の通知および開示等のお求めの手続き

当公社は、本人又は本人から依頼された代理人からの個人情報の開示・訂正・利用停止等のお求めに対応しております。

なお、お求めの際は各種請求書を提出していただきます。

私が提供する個人情報の利用目的等の上記事項について、確認しました。については、その利用目的等について同意します。

平成 年 月 日

埼玉県住宅供給公社理事長 あて

申込者住所 _____

申込者氏名 _____ 印

個人情報の取扱いに関するご相談、苦情窓口

個人情報問合せ・相談窓口

TEL 048-829-2863

FAX 048-824-3786

メールアドレス privacy@saijk.or.jp